第明治三二十種郵便物認可

平成２２年（フ）第７５８号
栃木県日光市木和田島1568番地158
債務者　大房　茂夫
1　決定年月日時　平成22年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第７６０号
栃木県下都賀郡壬生町大字壬生丁65番地　やすらぎ壬生マンション105、前住所栃木県下野市下古山３丁目15番地25
債務者　安井　誠一
1　決定年月日時　平成22年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第７３号
栃木県大田原市浅香２丁目3378番地42
債務者　平山　由美（旧姓神山・國井）
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月10日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２２年（フ）第２６７７号
横浜市金沢区六浦１丁目２番33号　シーサイドコート金沢八景501号
債務者　安田加代子
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月14日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２７６８号
横浜市戸塚区汲沢５丁目30番４号
債務者　榎本　義則
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２７７３号
横浜市鶴見区矢向１丁目19番38―102号
債務者　橋本　明雄
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２７７４号
横浜市鶴見区矢向１丁目19番38―102号
債務者　橋本　道子
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４２１号
栃木県那須塩原市清住町94番地77、前住所栃木県那須塩原市上厚崎406番地５
債務者　渡邉　親弘
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第２４２３号
横浜市保土ケ谷区岩間町１丁目６番地12　ＫＳマンション103号
債務者　日高　伸好
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２４２４号
横浜市保土ケ谷区岩間町１丁目６番地12　ＫＳマンション103号
債務者　日高　早苗（旧姓三津木）
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２７８０号
神奈川県中郡大磯町大磯1314番地１　ライオンズマンション大磯307号
債務者　開田　嘉子
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月15日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４２４号
岡山市北区庭瀬71番地13　アルファー庭瀬101号
債務者　中田美佐子
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０４号
沖縄県沖縄市胡屋４丁目７番１号　ダイアナアパート301号
債務者　川満　　学
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第１９４号
沖縄県中頭郡中城村字南上原138―１―103、住民票上の住所沖縄県那覇市繁多川１丁目９番20号
債務者　大村　　寛
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第７０９号
栃木県宇都宮市岩曽町1428番地71　エルディム青柳Ｂ101、前住所栃木県宇都宮市岩曽町1428番地532　ヴェルソールＡ102
債務者　福田正一郎
1　決定年月日時　平成22年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月３日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係